平成２２年（フ）第１９３８号
埼玉県朝霞市浜崎３丁目16番14号　シュテルン101号
債務者　根本　幸吉
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６７２号
埼玉県春日部市大枝618番地１　武里ハウス207号
債務者　野中千恵美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６８６号
埼玉県春日部市上蛭田119番地１　コーポ関根第２―201
債務者　会田　昭二
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６８８号
埼玉県春日部市大沼３丁目101番地　ジュネパレス・オオクマ206号
債務者　飯島　早苗（旧姓滝瀬）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６９０号
埼玉県草加市谷塚仲町289番地17
債務者　佐藤めぐみ（旧姓西本）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６９２号
埼玉県越谷市千間台西２丁目21番地７　メゾン・ドゥ・ヌーヴォ302、前住所東京都足立区西加平２丁目１番１号
債務者　関口　聡美（旧姓角田）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第９３０号
埼玉県日高市高萩東１丁目４番11号
債務者　新井利喜男
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９５３号
埼玉県狭山市入間川２丁目32番10号　ウィンベルソロ106
債務者　森　　直樹
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９６３号
埼玉県川越市六軒町１丁目11番地８　矢島コーポ106号室
債務者　有元　恵子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９７１号
埼玉県ふじみ野市霞ケ丘１丁目４番８棟104号
債務者　森田　君江
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５０号
北海道網走市大曲１丁目４番３―９号
債務者　西出みつる（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
山形県酒田市錦町５丁目160番地の12　グリンピュア日総Ｃ202号、前住所山形県酒田市錦町１丁目７番地の３　錦町マンションＣ112号
債務者　加藤　秀和
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第２６７号
福島県いわき市小名浜下神白字三崎222番地の28　三崎ハイツ102、前住所福島県いわき市小名浜住吉字浜道20番地の３　フリーデンハイム202
債務者　伊藤　紳一
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第４００号
群馬県高崎市並榎町19番地４
債務者　佐藤　進一
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第８７５号
埼玉県川越市大字砂新田1790番地７　サニーハイツ101号室
債務者　浅野　幸雄
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９５１号
埼玉県所沢市小手指町３丁目18番地の１　小手指ハイツＰ―701
債務者　廣島亮太郎
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２２０号
千葉県東金市滝沢712番地37
債務者　川嶋　　浩
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係